

鹿屋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第200号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「非常勤消防団員等に係る損害補償を定める政令」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。